

交通反則通告制度(青切符)の導入後の流れ

令和8年4月1日から、16歳以上の自転車の運転者による一定の交通違反(反則行為)に対して、交通反則通告制度(いわゆる青切符)による違反処理(反則金が科せられる)が行われます。

交通反則通告制度(青切符)とは…

比較的軽い交通違反(反則行為)について、一定の期間内に反則金を納めれば、刑事手続(裁判など)に移行することなく、事件が終結される(「前科」がつかない)制度です。



自転車による違反行為 ※ 原則は指導警告

- 交通事故につながる危険な運転行為を行った場合
- 警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合

～ 交通違反として検挙された後の流れ

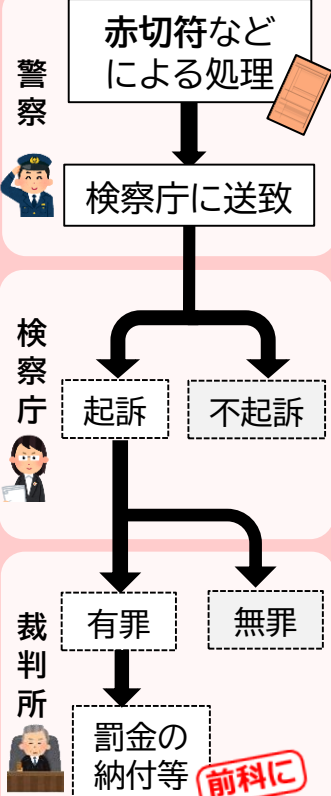
手続が変更!!



導入前

全ての違反行為

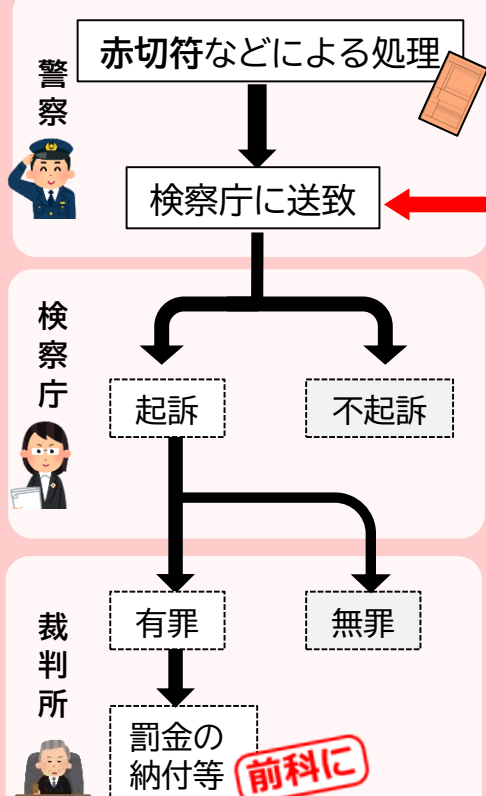
刑事手続



導入後(令和8年4月1日以降)

反則行為とならない違反行為
(酒気帯び運転等)

刑事手続



反則行為となる違反行為
(信号無視、一時不停止等)

交通反則通告制度

